

# 第32回 栗山町農業委員会総会議事録

(署名委員 14番, 16番)

開催期日 令和8年2月26日

### 第32回 栗山町農業委員会総会議事録

日 時 令和8年2月26日(木) 午後3時30分  
場 所 栗山町役場第1会議室

委員会議長

栗山町農業委員会会長 鳥 村 正 行

書 記

栗山町農業委員会事務局 清 藤 大 亮

本日の出席委員

1番	鈴木正志	10番	長尾卓也
2番	田村俊彦	11番	川崎浩彦
3番	田村賢治		
4番	西川満	13番	寺雅彦
5番	桂一照	14番	吉田義弘
6番	柴田貴浩	15番	吉尾由美子
7番	土門雅一	16番	大櫛和矢
8番	松田とも子	17番	塚本政紀
9番	中島武博	18番	鳥村正行

本日の欠席委員

本日の参与員

栗山町農業委員会	事務局長	藤澤祐之
〃	事務局主査	清藤大亮
〃	事務局員	山下倅生
〃	事務局員	成田卓朗

本日の議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名委員の指名
2		会期の決定について
3		諸般の報告について
4	議案第 157 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
5	議案第 158 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
6	議案第 159 号	農用地利用集積等促進計画（案）を定めるべき旨の要請について
7		農業団体等報告事項

(局長)

全員ご起立願います。礼、ご着席ください。

第 32 回農業委員会総会におきます委員の出欠状況をご報告いたします。本日出席委員 17 名、全員出席でございます。栗山町農業委員会会議規則第 10 条の規定により、本日の総会が成立していることをご報告申し上げます。会長 開会宣言お願いいたします。

(会長)

皆様におかれましてはお忙しい日々を過ごしている事と思います。また、相談案件も多くなってきている方もいらっしゃると思いますが、相手の気持ち十分に考え丁寧な対応をお願いしたいと思います。今年最初の総会で、議事も多い所ですが慎重審議をお願い致します。それでは早速、総会を進めていきたいと思ひます。

(議長)

日程 1 会議録署名委員についてですが、14 番吉田委員、16 番大櫛委員を指名いたします。よろしくお願ひします。

日程 2 会期の決定でございますが本日 1 日でよろしいでしょうか。(ハイの声)

ハイという声がありましたので、本日 1 日といたします。

日程 3 諸般の報告ですが、局長より説明いたします。

(局長)

会務報告のページをお開きください。2 月 4 日に南・中・北三ブロック会議が開催され、鳥村会長が出席した。2 月 10 日に北部地区農地流動化推進委員会が開催され、寺委員長他 4 名が参加した。2 月 12 日に中部地区農地流動化推進委員会が開催され、田村俊彦委員長他 5 名が参加した。2 月 13 日に南部地区農地流動化推進委員会が開催され、長尾委員長他 5 名が参加した。同日に令和 7 年度第Ⅱ期南空知農業委員会連絡協議会が由仁町で開催され、鳥村会長が出席した。2 月 14 日に令和 7 年度一般社団法人栗

山町農業振興公社評議員会が開催され、鳥村会長が出席した。2月26日に第13回運営委員会を開催した。以上です。

(議長)

はい。只今、局長の方から報告がございましたけども、何か質問ございませんか。(質疑なしの声)なければ次に進みたいと思います。

日程4 議案第157号「農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第157号 農地法第18条第6項の規定による通知について 下記の農地にかかる賃貸借の解約の申し入れ(合意による解約)について農地法第18条第6項の規定により通知があったので解約の可否について意見を諮う。今日は、1件でございます。

番号1 所在 ○○246番地1 地目につきましては公簿現況ともに田、面積15,439㎡外6筆。内訳につきましては、田が6筆36,790㎡、畑が1筆994㎡、7筆合計面積が37,784㎡となっております。利用状況については水田及び普通畑として利用、契約内容が賃貸借、契約年月日は令和5年11月30日、契約期間は令和5年11月30日から令和9年11月30日、解約通知日は令和8年2月5日でございます。通知者につきましては賃貸人、栗山町字○○238番地 ○○○○、賃借人、栗山町字○○649番地 有限会社○○○○ 取締役○○○○となっております。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局より説明がありましたが、何か質問等ございませんか  
なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)  
それでは採決に移ります。

議案第157号「農地法第18条第6項の規定による通知について」原案に賛成の方の挙手を求めます。  
—全員挙手— よって議案第154号は原案どおり決定といたします。

日程5 議案第158号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第158号 農地法第3条の規定による許可申請について 下記の農地について、所有権移転及びによる許可申請があったので、許可の可否について意見を諮う。今回は、所有権移転(売買)1件でございます。

番号1 所在 ○○246番地1 地目につきましては公簿現況ともに田、面積15,439㎡外6筆。内訳につきましては、田が6筆36,790㎡、畑が1筆994㎡、7筆合計面積が37,784㎡となっております。

譲渡人につきましては、栗山町字〇〇238 番地 〇〇〇〇、摘要といたしまして賃貸を行っていた法人へ申請地を譲渡したい。譲受人につきましては、栗山町字〇〇649 番地 有限会社〇〇〇〇 取締役〇〇〇〇、摘要といたしまして、賃貸を行っていた、農地を譲り受けたい。となっております。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局より説明がありましたが、現地調査を行っておりますので地区担当委員より報告をお願いします。

(2 番 田村俊彦)

番号 1 につきましては、譲渡人の〇〇〇〇さんの意向により〇〇〇〇さんへ農地を譲渡するものとなっております。農地所有者の意向であることから問題ないと思います。

(議長)

はい。事務局及び地区担当委員の説明が終わりましたので審議したいと思います。

何か質問等ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第 158 号については全て原案どおり決定といたします

日程 9 議案第 159 号「農用地利用集積等促進計画（案）を定めるべき旨の要請について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第 159 号 農用地利用集積等促進計画（案）を定めるべき旨の要請について 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定める内容を公益財団法人北海道農業公社へ要請することについて意見を諮う。今月は賃貸借 2 件、所有権移転 3 件、使用貸借 10 件の計 15 件でございます。

整理番号 7 使 122-1 及び 122-2 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇649 番地 有限会社〇〇〇〇 取締役〇〇〇〇、農地中間管理機構 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇64 番地 3 〇〇〇〇、申出年月日は令和 8 年 2 月 5 日でございます。利用権を設定する土地につきましては、所在 〇〇709 番地 現況地目 田、面積 4,196 m<sup>2</sup>の 1 筆でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類が使用貸借 契約期間 令和 8 年 3 月 20 日から令和 8 年 11 月 30 日までの 8 か月となっております。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稲、小麦で、構成員は男 9 人。地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 250 日と農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 7 使 123-1 及び 123-2 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇214 番地 3 〇〇〇〇、農地中間管理機構 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇649 番地 有限会社〇〇〇〇 取締役〇〇〇〇、申出年月日は令和 8 年 2 月 5 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇716 番地 現況地目 田、面積 1,555 m<sup>2</sup>外 1 筆。2 筆とも田でございまして合計 6,268 m<sup>2</sup>となっております。設定する利用権の内容につきましては、種類が使用貸借 契約期間 令和 8 年 4 月 20 日から令和 8 年 11 月 30 日までの 8 か月となっております。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・小麦で、世帯員は男 3 人、女 1 人。地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 7 使 124-1 及び 124-2 利用権の設定を受ける者 〇〇町〇〇62 番地 有限会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇、農地中間管理機構 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、利用権を設定する者 〇〇町〇〇62 番地〇〇、申出年月日は令和 8 年 2 月 5 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇66 番地 7 現況地目 畑、面積 16,265 m<sup>2</sup>外 11 筆。内訳につきましては、田が 1 筆 1,350 m<sup>2</sup>、畑が 11 筆 40,756 m<sup>2</sup>、12 筆合計 42,106 m<sup>2</sup>となっております。設定する利用権の内容につきましては、種類が使用貸借 契約期間 令和 8 年 3 月 20 日から令和 17 年 11 月 30 日までの 9 年 8 か月となっております。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は小麦・大豆で、構成員は男 1 人、女 2 人。地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 7 賃 125-1 及び 125-2 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇193 番地 〇〇〇〇、農地中間管理機構 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇102 番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和 8 年 2 月 16 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇208 番地 現況地目 田、面積 18,636 m<sup>2</sup>外 1 筆。全筆田でございまして合計 20,380 m<sup>2</sup>となっております。設定する利用権の内容につきましては、種類が貸借借 契約期間 令和 8 年 3 月 20 日から令和 9 年 11 月 30 日までの 1 年 9 か月となっております。借賃につきましては 10a あたり、田〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円でございます。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻で、世帯員は男 2 人、女 3 人。地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 7 使 126-1 及び 126-2 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇892 番地 〇〇〇〇株式会社 代表取締役〇〇〇〇、農地中間管理機構 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇160 番地 1 〇〇〇〇、申出年月日は令和 8 年 2 月 5 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇202 番地 1 現況地目 田、面積 10,626 m<sup>2</sup>外 1 筆。2 筆とも田でございまして合計 18,578 m<sup>2</sup>となっております。設定する利用権の内容につきましては、種類が使用貸借 契約期間 令和 8 年 3 月 20 日から令和 8 年 11 月 30 日までの 8

か月となっております。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稲・小麦・玉葱で、構成員は男3人、女3人。地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号7使127-1及び127-2 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇281番地1 有限会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇、農地中間管理機構 〇〇市〇〇区〇〇6丁目1番地23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇281番地1 〇〇〇〇、申出年月日は令和8年2月16日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇280番地3 現況地目 田、面積6,823㎡外8筆。内訳につきましては、田が4筆55,854㎡、畑が5筆72,373㎡、9筆合計128,227㎡となっております。設定する利用権の内容につきましては、種類が使用貸借 契約期間 令和8年3月20日から令和17年11月30日までの9年8か月となっております。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物はそばで、構成員は男1人、女1人。地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号7所128-1 農地中間管理機構 〇〇市〇〇区〇〇6丁目1番地23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、所有権を移転する者 栗山町字〇〇68番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和8年2月4日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 〇〇597番地1 現況地目 田、面積21,618㎡外6筆。内訳につきましては、田が4筆42,904㎡、畑が1筆846㎡、雑種地2筆2,573㎡、7筆合計46,323㎡となっております。所有権移転の内容につきましては、利用目的が水田及び普通畑として利用、所有権移転の時期が公告日、土地の引渡時期が対価の支払日となっております。対価につきましては10aあたり、田〇〇〇〇〇〇円、畑〇〇〇〇〇〇円、雑種地〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円となっております。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては、令和8年4月13日となっております。

整理番号7所129-1 農地中間管理機構 〇〇市〇〇区〇〇6丁目1番地23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、所有権を移転する者 栗山町〇〇16番地5 〇〇〇〇、申出年月日は令和8年2月4日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 〇〇731番地1 現況地目 田、面積18,673㎡外3筆。全筆田でございまして合計64,869㎡となっております。所有権移転の内容につきましては、利用目的が水田として利用、所有権移転の時期が公告日、土地の引渡時期が対価の支払日となっております。対価につきましては10aあたり、田〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円となっております。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては、令和8年4月13日となっております。

整理番号7所130-1 農地中間管理機構 〇〇市〇〇区〇〇6丁目1番地23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、所有権を移転する者 栗山町字〇〇141番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和8年2月4日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 〇〇138番地1 現況地目 畑、面積

12,332㎡の1筆でございます。所有権移転の内容につきましては、利用目的が普通畑として利用、所有権移転の時期が公告日、土地の引渡時期が対価の支払日となっております。対価につきましては10aあたり、畑〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円となっております。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては、令和8年4月13日となっております。以上です。

(議長)

はい。只今事務局より賃貸借2件、所有権移転3件、使用貸借10件の説明がありましたので、審議したいと思います。

それでは、整理番号7使122-1及び122-2について質疑ありませんか。(質疑なしの声)  
質疑なしと認めます。

整理番号整理番号7使122-1及び122-2について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)  
全員挙手。よって整理番号7使122-1及び122-2は原案どおり決定いたします。

整理番号7使123-1及び123-2について質疑ありませんか。(質疑なしの声)  
質疑なしと認めます。

整理番号整理番号7使123-1及び123-2について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)  
全員挙手。よって整理番号7使123-1及び123-2は原案どおり決定いたします。

整理番号7使124-1及び124-2について質疑ありませんか。(質疑なしの声)  
質疑なしと認めます。

整理番号整理番号7使124-1及び124-2について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)  
全員挙手。よって整理番号7使124-1及び124-2は原案どおり決定いたします。

整理番号7賃125-1及び125-2について質疑ありませんか。(質疑なしの声)  
質疑なしと認めます。

整理番号整理番号7賃125-1及び125-2について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)  
全員挙手。よって整理番号7賃125-1及び125-2は原案どおり決定いたします。

整理番号7使126-1及び126-2について質疑ありませんか。(質疑なしの声)  
質疑なしと認めます。

整理番号整理番号7使126-1及び126-2について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)  
全員挙手。よって整理番号7使126-1及び126-2は原案どおり決定いたします。

整理番号7使127-1及び127-2について質疑ありませんか。(質疑なしの声)  
質疑なしと認めます。

整理番号整理番号 7 使 127-1 及び 127-2 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)  
全員挙手。よって整理番号 7 使 127-1 及び 127-2 は原案どおり決定いたします。

整理番号 7 所 128-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)  
質疑なしと認めます。

整理番号整理番号 7 所 128-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)  
全員挙手。よって整理番号 7 所 128-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 7 所 129-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)  
質疑なしと認めます。

整理番号整理番号 7 所 129-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)  
全員挙手。よって整理番号 7 所 129-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 7 所 130-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)  
質疑なしと認めます。

整理番号整理番号 7 所 130-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)  
全員挙手。よって整理番号 7 所 130-1 は原案どおり決定いたします。

本日の議案につきましては、これで終わりでございます。続きまして農業団体等の報告に移りたいと思います。

#### —各団体報告—

(議長)

次期総会の日程は 3 月 27 日木曜日 午前 9 時 30 分から、現地調査につきましては 3 月 19 日木曜日 午前 9 時 30 分から 第 5 班 中島委員、長尾委員、桂委員にお願いします。それでは本日の総会を閉会したいと思います。

(局長)

ご起立願います。礼。本日はご苦勞様でした。(午後 3 時 00 分 終了)

